

高槻市告示第 141 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、下記の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下、「形質変更時要届出区域」という。）として指定する。

令和 5 年 3 月 27 日

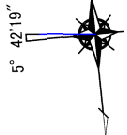
高槻市長 濱田 剛史

1 形質変更時要届出区域として指定する区域の所在地

高槻市大手町 1162 番 21、1162 番 23 の一部、1162 番 30 の一部、1163 番 2 の一部、道の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物



**【格子の回転角度】**

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行した10m間隔に出引いた線を右に5° 42' 19" 回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

**【起点】**

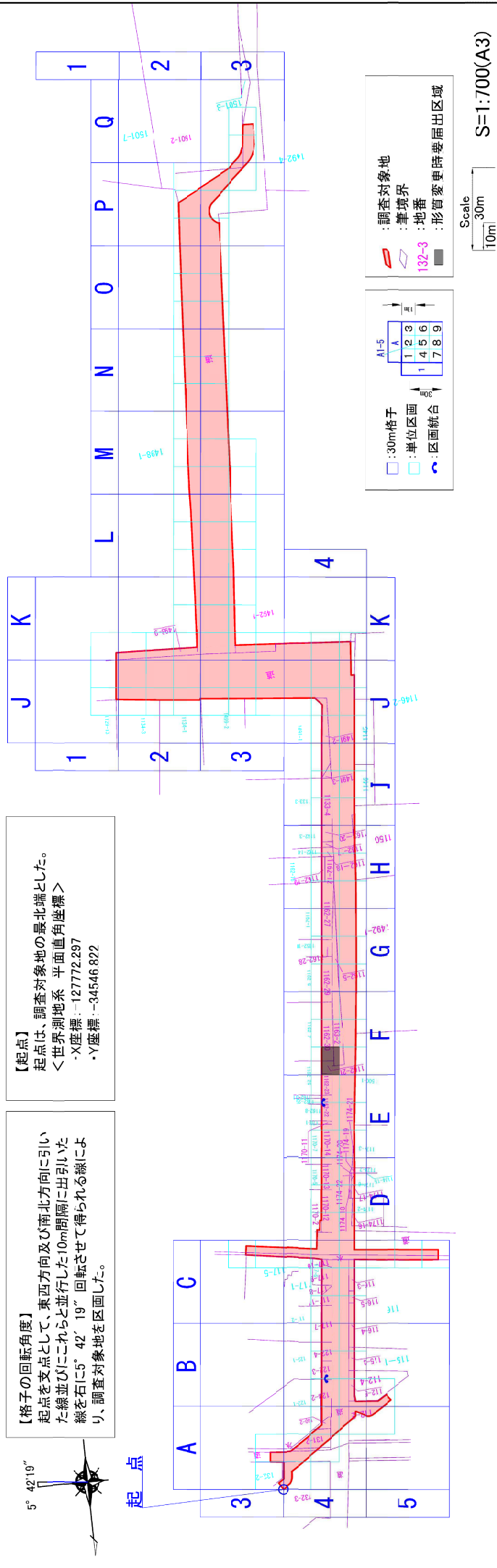
起点は、調査対象地の最北端とした。

<世界測地系 平面直角座標>

・X座標: -127772.297

・Y座標: -34546.822

起点



格子: 30m  
 単位区画: 1 2 3, 4 5 6, 7 8 9  
 区画統合: 1 2 3, 4 5 6, 7 8 9

調査対象地  
 筆境界  
 地番  
 132-3  
 形質変更時要届出区域

Scale  
 30m  
 10m

S=1:700(A3)

形質変更時要届出区域